

特殊詐欺の被害防止に役立つ！ 通話録音装置を無料で貸し出します！

貸出対象

市内に居住する方（住民登録のある方）で
「65歳以上の高齢者のみの世帯」または
「日中において65歳以上の高齢者のみ
となる世帯」の高齢者

申込期間

令和8年 6月 1日(月)から
7月17日(金)まで

貸出台数

1世帯1台
定数150台
※申し込み多数の
場合は抽選

↓装置の接続方法



貸出期間

5年



申込み・受取り方法

①申込み

市ホームページ

貸与申請書に必要事項を記入し、
市の窓口・郵送・FAX・メールで
提出。貸与申請書は市ホ-ムペ-ジ
からダウンロードが可能。



抽選

②受取り

7月27日(月)以降
に抽選結果を通知し
ます。貸与決定者は
市の窓口で受取り。
※窓口は市民安全課
または各総合事務所
です。

<送付先>

〒943-8601 上越市木田1-1-3 上越市役所市民安全課
FAX: 025-526-5061
MAIL:shiminanzen@city.joetsu.lg.jp

注意事項

- ・「緊急通報装置」等で既に電話回線を利用している器機がある場合は必ず事前に本装置との併用が可能か確認してください。（既存器機が正常に作動しなくなる場合があります。）
- ・電話回線や電話機の種類によっては取付できない場合があります。
- ・装置の設置に別途工事が必要な場合の費用や使用に係る電気料等は、自己負担となります。
- ・装置の利用者の方に市からアンケートの協力をお願いする場合があります。

問合せ先：上越市役所市民安全課（Tel 025-520-5661）

【通話録音装置の紹介まんが】裏面あり

「通話録音装置」は電話がかかってくると「この通話は詐欺被害防止のため録音されます。」などと、電話の相手に警告メッセージを流し、通話内容を録音する機械です。電話回線と電話機の間設置します。



※60分または210件分の通話録音が可能。